

## 議案第9号

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する  
条例

北本市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「100分の72.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。